報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月5日提出

亀山市長 櫻井 義 之

別 紙

専決処分書

専決第1号

専決処分書

訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により、 次のとおり専決処分する。

平成27年4月21日専決

亀山市長 櫻井 義 之

亀山市は、平成27年4月8日に津簡易裁判所に申し立てた亀山市 林業総合センター火災被害による損害賠償請求に係る支払督促につい て、同裁判所に督促異議の申立書が提出され、民事訴訟法第395条 の規定により支払督促の申立ての時に訴えがあったものとみなされた ため、次のとおり訴えを提起する。

- 1 被告となるべき者の住所及び氏名
- 2 請求の趣旨
- (1)被告は原告に対し、金7055万4443円及びこれ に対する支払督促送達の日の翌日から支払済みまで年5 分の割合による遅延損害金を支払う。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。 との判決並びに仮執行宣言を求める。
- 3 訴えの提起日平成27年4月8日

- 4 訴訟遂行の方針
- (1)市法律顧問の弁護士楠井嘉行と、楠井法律事務所所属の弁護士西澤博、弁護士赤木邦男、弁護士小林明子、弁護士岸天聖、弁護士水谷昌人、弁護士田中友康及び弁護士山田瞳を訴訟代理人と定める。
- (2)第1審判決の結果、必要がある場合は控訴、上告する。